

日本大学三軒茶屋キャンパスファカルティ・ディベロップメントに関する要項

平成30年3月27日制定

平成30年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この要項は、日本大学三軒茶屋キャンパスに設置される危機管理学部及びスポーツ科学部（以下「両学部」という。）におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）を組織的かつ継続的に推進するために、関係各主体の責務その他運用を定める。

(定 義)

第2条 この指針においてFDとは、両学部に勤務する専任及び非常勤の教員（以下「教員」という）が教育方法（カリキュラムの改善及び開発，シラバスの改善，授業内容及び運営方法の改善等）の質的向上を図り，学生の能力開発を実質化する取組をいう。

(運 営)

第3条 日本大学危機管理学部学部長及び同スポーツ科学部部長（以下「両学部長」という。）は、日本大学三軒茶屋キャンパス学務委員会委員長（以下「学務委員長」という）に、FDの運営を委嘱する。

(小委員会)

第4条 学務委員長は、FDの実施にあたり、学務委員会内にFD小委員会（以下「小委員会」という）を組織する。

- 2 小委員会の構成員は、学務委員長，学務副委員長，学務委員長が推薦し学務委員会で定める6名以内の三軒茶屋キャンパス専任教員，管理マネジメント課長，教学サポート課長とする。
- 3 前項にかかわらず，両学部長の指名に基づき，入試，キャリア，図書その他FDに関連する他の委員会の委員を小委員会の構成員として参加させることができる。
- 4 小委員会は，両学部のカリキュラムがその教育理念並びにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合しているか否かについて点検・評価し，アセスメント・ポリシーを開発し，必要に応じてカリキュラムの検討・開発を行い，並びに教員の教育能力の検証及び充実のために有効な研修等を実施する。
- 5 小委員会には幹事を置くことができる。

(教員の責務)

第5条 教員は，シラバスの検討を随時行い，授業内容，授業運営方法その他学生の学修支援策を工夫し，アセスメント及び成績評価のあり方について検証を繰り返し，並びにカリキュラムの開発及び改善に関する知識・技能の向上に日々努め，もってFDを実践するも

のとする。

(検 証)

第6条 小委員会は、学期毎に、各教員のFDの実践状況を調査し、学務委員長に報告する。

2 学務委員長は、学務委員会の意見を徴したうえで、両学部長にFD実践状況を報告する。

3 両学部長は、FDの実践が不十分であると判断される教員に対し、是正を勧告する。

附 則

この要項は平成30年4月1日から施行する。

日本大学三軒茶屋キャンパス
ファカルティ・ディベロップメント細則（案）

平成 30 年 3 月 27 日
危機管理学部・スポーツ科学部教授会承認

（趣 旨）

第1条 日本大学三軒茶屋キャンパスファカルティ・ディベロップメント推進指針第4条に基づき、日本大学三軒茶屋キャンパスに設置される危機管理学部及びスポーツ科学部の専任及び非常勤の教員（以下、「教員」という。）がファカルティ・ディベロップメントの推進に関して負う責務の細目をここに定める。

（授業改善）

- 第2条 教員は、授業設計・教材開発・教授法開発、シラバスの記載等の授業準備プロセスの改善に主体的に取り組むものとする。
- 2 教員は、授業の構築・教授法の実践・シラバス履践等の授業運営プロセスの改善に、主体的に取り組むものとする。
- 3 教員は、授業成果のアセスメント、成績評価等の授業成果検証プロセスの改善に主体的に取り組むものとする。

（ファカルティ・ディベロップメント活動の可視化）

- 第3条 教員は、自らが担当する授業における授業準備プロセスの改善を可視化するために、毎学期、別に定める要領により、「教材ライブラリ」に当該授業の教材を収録するものとする。
- 2 教員は、自らが担当する授業のシラバス、授業運営方法及び成績評価について行おうとする改善の過程を可視化するために、毎学期、別に定める要領により「教育改善計画書」を作成するものとする。
- 3 教員は、自らが理想とする教育者像を可視化するために、3年に1度、別に定める要領により「ティーチング・ポートフォリオ」を作成するものとする。

（研修等への参加）

第4条 教員は、自らの教育能力の改善のために、学内外で実施されるファカルティ・ディベロップメントに関する研修・ワークショップ等に積極的に参加するものとする。

（カリキュラム開発及び改善）

第5条 教員は、カリキュラムの開発及び改善に関する知識・技能の向上に努めるものとする。

（ラーニングセンターの活用）

第6条 教員は、FD活動の推進にあたり、学生に対する学修支援及び教員間の情報交換の場として、「ラーニングセンター」を積極的に活用するものとする。

(附 則)

第1条 本細則は平成30年4月1日から施行する。

第2条 本細則第3条及び第6条に基づく教員の責務は、非常勤講師に関して平成32年3月31日までこれを免除する。

以上

日本大学三軒茶屋キャンパス
教材ライブラリ作成要領

平成 30 年 3 月 27 日
三軒茶屋キャンパス学務委員会

(目 的)

第 1 条 担当する授業科目において授業前又は授業中に配布する教材，当該授業回における授業内容を確認する書面（アジェンダ），授業内テストの告知文等をファイリングして閲覧に供することにより，学生の学修支援及びファカルティ・ディベロップメントの推進に寄与することを目的とする。

(教材ライブラリの設置)

- 第 2 条 三軒茶屋キャンパスラーニングセンターに教材ライブラリを置く。
- 2 教材ライブラリは，教学サポート課が管理する。
 - 3 教材ライブラリは，科目ナンバーに従って配架する。
 - 4 教材ライブラリのファイルは，禁帯出とする。

(教材ライブラリへの収録範囲)

第 2 条 教材ライブラリには，各科目について A 4 版ファイルを整え，①シラバス，②各授業回のアジェンダ，③各授業回のレジュメ，④各授業回の参考資料の順で，これに全 15 回分の教材を綴り込むものとする。

(教材ライブラリの収録内容の更新)

第 3 条 教材ライブラリの収録内容は年度毎に更新し，最新の状態を保つものとする。

(教材ライブラリの閲覧)

第 4 条 教材ライブラリは，補修等の学習支援，ファカルティ・ディベロップメントにかかる教材研究のために，学生及び教員の閲覧に供するものとする。

以 上